

指定居宅介護支援事業重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(大曲仙北広域市町村圏組合指定 第0570815688号)

(令和6年4月1日現在)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは

ご利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご利用者の心身の状況やご利用者とそのご家族等のご希望を基に、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護1～5」と認定された方が対象となります。認定の結果「自立（非該当）」又は「要支援1または2」と認定された方につきましては、関係市町村、地域包括支援センター等と連携を図りながら適切なサービスが受けられるよう連絡調整いたします。

1、事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 県南ふくし会
- (2) 法人所在地 大仙市飯田字堰東235番地
- (3) 電話番号 0187-63-6646
- (4) 代表者名 理事長 古屋 一彦
- (5) 設立年月 昭和46年12月15日

2、事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の名称 こもれば支援センター
- (3) 事業所の所在地 大仙市飯田字堰東182番地2
- (4) 電話番号 0187-62-6766
- (5) FAX番号 0187-73-9080
- (6) 管理者氏名 小松 昇子
- (7) 開設年月 平成19年 4月 1日

(8) 事業の目的 この事業は、要介護者からの相談に対し、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、ご本人やご家族の意向を基に、居宅サービス又は、施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が十分に確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整及びその他の便宜の提供を行うことを目的とします。

(9) 事業の運営方針

- i、 ご利用者が要介護状態になった場合において、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して援助に努めます。
- ii、 ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- iii、 ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。その際は当事業所のケアプランにおける指定居宅サービス事業者（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）によって提供されたものの占める割合について、別紙により説明します。
- iv、 人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から利用者・ご家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、ご利用者の意思決定を基本として支援します。
- v、 事業の運営に当たっては、関係市町村、高齢者包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- vi、 高齢者包括支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合は常に受け入れ可能な体制を整備します。
- vii、 事業の実施にあたっては、前各号に掲げるもののほか、大曲仙北広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条の各項目に規定する具体的取扱方針によって行います。

3、事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 大仙市・美郷町の地区

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ※祝日及び12/29～1/3を除く
受付時間	8：30～17：30

4、経営法人の概要

当社会福祉法人県南ふくし会では、以下の施設を運営しています。

〒014-1413 秋田県大仙市飯田字堰東235番地

・指定介護老人福祉施設 「特別養護老人ホームこもれびの杜」

秋田県指定 第0570850503号

・短期入所生活介護「こもれびの杜」

秋田県指定 第0570850503号

・通所介護事業 「フレンジイ大曲」

認知症対応型通所介護事業「フレンジイ大曲」

秋田県指定 第0570804898号

〒014-1413 秋田県大仙市角間川町字元道巻97番地

・指定介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム サン・サルビア」

秋田県指定 第0570850511号

・短期入所生活介護事業 「サン・サルビア」

秋田県指定 第0570850511号

・通所介護事業 「ナイスデイ大曲」

秋田県指定 第0570804880号

〒014-0602 秋田県仙北市西木町桜木内字松葉232番地

・指定介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム 清流苑」

秋田県指定 第0572650786号

・短期入所生活介護事業 「清流苑」

秋田県指定 第0572650786号

・通所介護事業 「ハッピーデイ西木」

秋田県指定 第0572604692号

・ケアハウス 「ゆっ栗館」

・清流苑居宅介護支援センター

大曲仙北広域市町村圏組合指定 第0572604676号

・認知症対応型共同生活介護事業「ピアホームかたくりの里」

大曲仙北広域市町村圏組合指定 第0572608974号

〒014-1204 秋田県仙北市田沢湖田沢字春山148番地2

- ・指定介護老人福祉施設 「特別養護老人ホーム たざわこ清眺苑」
秋田県指定 第0571251263号
 - ・短期入所生活介護事業 「たざわこ清眺苑短期入所」
秋田県指定 第0571217645号
- 〒014-0368 秋田県仙北市角館町中菅沢84番地
- ・通所介護事業「デイサービス角館さくらさくら」
秋田県指定 第0572610285号

5、職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	業務内容
1. 管理者	1人	管理業務
2. 介護支援専門員	2人（管理者と兼務の介護支援専門員が1人、主任介護支援専門員が1人）	ケアプラン作成等

6、当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

(1) サービスの内容

i、居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」といいます。）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画作成の流れ>

① 事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者又はそのご家族等に対して提供して、ご利用者にサービスの選択を求めます。



③ 介護支援専門員は、ご利用者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご利用者に提供されるサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等、また、居宅サービス計画に位置付けた選定理由について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、ご利用者の同意を得た上で決定するものとします。

ii、居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ ご利用者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご利用者の意向を踏まえて、要介護認定の更新申請に必要な援助を行います。
- ・ 入院時には、ご本人またはご家族から入院先の病院に、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。その際は、速やかに医療機関と連携を図ります。

iii、居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

iv、介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を行います。

(2) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担金はありません。

※ ただし、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合には、下記のサービス利用料金の金額をいったんお支払い頂くこととなります。

	居宅介護支援費（i） ※1割負担の場合
要介護1. 2	1,086円/1ヶ月につき
要介護3. 4. 5	1,411円/1ヶ月につき

※通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援を提供する際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。

※ 上記「居宅介護支援費」に加えて、ご利用者の状態などによりましては、介護保険で定められている料金を加算させて頂く場合もありますので、お支払い頂く内容や方法など、担当者にお問い合わせ下さい。

※各加算について（1割負担の場合）

初回加算	・新規として取り扱われる計画を作成した場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合	300円／ 1回
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250円／ 1回
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200円／ 1回
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450円／ 1回
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600円／ 1回
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600円／ 1回
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750円／ 1回
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900円／ 1回
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者を提供した場合算定	400円／ 1回
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200円／ 1回
特定事業所医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が35回以上	125円／ 1ヶ月
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合	50円／ 1回

7、サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

i、事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、ご利用者に対して新たな担当者をお知らせし、サービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

ii、ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません

8、苦情処理体制について

(1) 目的

当事業所は提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に対するご利用者及びそのご家族の方からの苦情について、適切に対応し苦情の解決を図ります。

(2) 苦情処理責任者 進藤孝憲

(3) 当事業所における常設窓口

住所	大仙市飯田字堰東182番地2
名称	指定居宅介護支援事業所 こもれば支援センター
担当者	介護支援専門員：小松昇子、進藤孝憲
連絡先	0187-62-6766
受付時間	8：30～17：30 ※土日・祝日・12/29～1/3を除く

(4) 苦情受付担当者の職務

- ①ご利用者またはそのご家族の方からの苦情を受け付けます。
- ②苦情の内容について確認・調査を行い、苦情に関わる問題点を把握の上、各関係機関と対応策について検討します。
- ③苦情処理の状況及び改善策について、ご利用者またはそのご家族に報告し、対応について確認します。
- ④苦情の内容について分析し、各関係機関と連携して再発防止のための対策を研究し、徹底していきます。
- ⑤苦情処理の内容について記録し、保管します。
- ⑥必要に応じて市町村、介護保険関連機関へ報告し、助言・指導を受けます。

(5) 介護保険の苦情や相談に関する窓口

大仙市高齢者包括支援センター	電話番号：0187-63-1111
美郷町役場福祉保健課	電話番号：0187-84-4907
大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所	電話番号：0187-86-3910
秋田県国民健康保険団体連合会	電話番号：018-883-1550

9、サービスの第三者評価の実施状況について

【実施の有無】	なし
【実施した直近の年月日】	—
【第三者評価機関名】	—
【評価結果の開示状況】	—

10、感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

(1) 当事業所の責務

感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じるものとします。

- ①感染対策を担当する担当者 小松昇子
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための従業者に対する研修及び訓練を実施します。
- ③従業者は、感染症の予防及びまん延を防止するための委員会等に参加し、必要な指針等を整備し、平常時の対策及び発生時の対応ができるように努めます。

11、虐待の防止について

(1) 当事業所の責務

当事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の観点からに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとします。

- ①虐待防止に関する責任者 内村子畝
- ②虐待を防止するための従業者に対する研修を毎年1回実施します。
- ③ご利用者及びそのご家族からの苦情処理体制を整備します。
- ④従業者は、虐待の防止のための対策を検討する委員会等に参加し、虐待等の未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応を施すための必要な指針等を整備します。

(2) 発生時等の対応

- ①当事業者は、支援の過程において虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。
- ②虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止

策を協議します。

12、身体的拘束等の廃止への取り組みについて

当事業者は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないために次の措置を講じるものとします。

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回開催するとともに、その結果について、従業者への周知徹底を図ります。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ③従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を毎年1回実施します。
- ④身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

【重要事項説明書付属文書】

1、サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他ご利用者から申し出があった場合には、ご利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその状況に関する書類を交付します。
- ③介護支援専門員、または法人内の職員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- ④介護支援専門員は、高齢者虐待防止法に定める通報をなすことができるものとし、その場合、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。
- ⑤感染症や非常災害の発生時において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を作成します。
- ⑥認知症についての理解を深め、ご利用者本人を主体とした居宅介護支援を行うための必要な措置を講じます。

2、秘密保持

当事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らしません。なお、当事業所の介護支援専門員その他の従業者が、従業者でなくなった後においても同様です。

また、当事業所は、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合は、「個人情報使用同意書」にてご利用者・ご家族の同意を頂いております。

3、事故発生時の対応、及び損害賠償について

当事業所は、ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合について、ご利用者のご家族や関係市町村に連絡し、必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際してとった処置についても記録します。

ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供に際し、当事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4、サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約満了の7日前までにご利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご利用者が死亡したとき
- ②要介護認定により自立（非該当）、要支援1・2と認定された場合
- ③ご利用者が介護保険施設に入院又は入所された場合
- ④当事業所が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は（1）をご参照下さい）
- ⑦当事業所から契約解除を申し出た場合（詳細は（2）をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間内であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提示ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①当事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②当事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③当事業所もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④当事業所もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合

（2）事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者又はご家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者又はご家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ご利用者又はご家族等が、サービス従事者又は他のご利用者等へのハラスメント行為により、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

説明年月日

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者並び担当者

職名 指定居宅介護支援事業所こもれび支援センター
介護支援専門員

氏名 進 藤 孝 憲 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

同意年月日 令和 年 月 日

ご利用者 氏名 印

代理人様 氏名 印

(続柄 :)